



浜家連ニュース

第157号

平成25年(2013)年9月1日発行

○発行 特定非営利活動法人 横浜市精神障害者家族連合
〒222-0035 横浜市港北区鳥山町1752番地
障害者スポーツ文化センター 横浜ラポール3F
電話 045(548)4816 FAX045(548)4836

《巻頭言》 いま改めて「家族」を考える

専務理事 鷹野 薫

私ごとで恐縮ですが8月25日の誕生日で76歳となりました。平均的にはあと生きて6年間となりました。このあと「家族」としてどのように生きて行くかが問われています。

お盆で信州に帰省して、友達から「最近どうしているの?」との問いかけに「毎日忙しいよ」と答えると、「今どきその年で忙しくていいじゃない」と言う返事と「なにしている
ずらか、いい加減にしてこっちにけえってきたら、みんな



な待っているよ」と言う返事が返ってきて、後の返事の方が多かった。「なにをしているか」の説明は難しく、時間もかかりますので「いろいろあって」と答えておきました。

毎日忙しい例として、7月の行動記録(赤字・・家族会関係)(黒字・・作業所・グループホーム(以下GHと略)関係)を書いてみます。

平成25年7月の活動記録表

1 月 三役会議	2 火 S氏宅へ	3 水 青葉区福作業 所GHメール	4 木 緑区福へ フォーラム の件メール	5 金 作業所GH職員採 用面接試験	6 土 作業所GH職員 採用検討会議	7 日
8 作業所G H職員断 り通知	9 障神奈連会 議	10 横浜SSJ理事 会	11 GH嘱託医 学習会	12 理事会	13 作業所GH 理事会	14
15	16 あゆみ荘第 三者委員会	17 県庁へ あおば役員会	18 GHマ運営 会議	19 Aフォーラム準備	20 Aフォーラム	21 Aフォーラ ム お礼連絡
22 GHマ報 告書作成	23 常任理事会	24 GHマ消防検 査 生活セン会議	25 GHは運営 会議	26	27 作業所・GH合 同納涼会	28
29 ファイリン グ	30	31 GHマ利用者 面接				

ほぼ毎日、明日の資料作りと準備に追われ、長期的思考は停止しています。

これで、あと6年間過ごしていったら良いのだろうか? 翌月の計画を手帳に書くたびに自問しています。

高校と会社が一緒に、マージャンとゴルフの仲間だった友達は、大船から千葉に引っ越し、老人会でマージャンクラブとグランドゴルフクラブを立ち上げ活動しています。彼は、がんの手術をして半年生きる確率が50%と言われていて、すでにもう2年経ちました。そんな中、この夏に2つの考えさせられる出来事がありました。

その1、7月2日金沢区のS氏宅訪問。S氏は昭和2年生まれで12年生まれの私より丁度10歳年上の86歳。

10年後は自分と同じ年になる人が、当事者のお子さんと同居して家事全般をこなしながら、いわゆる終活を着実に進められている。奥さん、お子さんの為に信託財産を残し、ご自分の準備をし、将来ご自宅を浜家連にご寄附されることも検討されている。口だけでなく実行されているところが、自分と大違い。「覚悟」が出来ています。

自分はあと6年間でその様なことが出来るだろうか？何か終活らしいことをしているか？考えさせられました。

(最近生命保険を医療保険に切り替えた、帰省に際しお墓とお寺さんを確認しました。)

その2、7月20日Aブロックフォーラムで夏苺郁子先生講演会参加。今回のテーマは一般向けというより「家族」向けのテーマでした。ここで先生から「母」への思い「父」への思い「子としての自分」への思いをお聴かせいただいた。「家族と

は悲しいものである」との言葉もありました。私自身は「普通の家族ではない」とは思いましたが、悲しいと思うことはありません。改めて当事者の弟と長男、私の妻、次男とその妻、

その夫、
弟達と
れあい
い思い



いるのだろうか、今はない父母はどんな悲しい思いをしたのだろうか、と考えさせられました。妻は結婚する前、「苦勞するよ、考えなおしたら」と自分の母に言われたそうです。また私の母にも「この子(弟)より先に逝きたくなかった」と言われたそうです。

「運命」という言葉もありました。

私が今の家族関係で、横浜市青葉区に住んでいるのも「運命」と感じます。(なぜなら、実際に信州で後とりのない親戚の家の養子になり、役場か銀行に就職する話もありました。私が長男だったから実現しませんでした。望めば実現したかもしれませんが、その当時は「家」を続けることが大きな課題でした。)

私よりも娘がすでにその「運命」を受け入れていることをこの夏の帰省で感じました。祖先の墓石が並ぶお墓の前で、娘が2歳の孫に「このうちの誰か一人でもいなくなったらあなたはこの世にいないのよ、ここが原風景よ」と言っていました。

飛躍しますが私は山本周五郎の小説「ながい坂」の主人公

小三郎(成長して三浦主水正)が大好きです。人は今置かれている場所とか立場に必ず意味がある、天の定め「天命」でありそれに従うのが「運命」である、ということです。

「運命」を「天命」と読み替れば、私がこれからの人生をどう生きていたら良いかヒントがあるような気がします。

夏苺先生は「患者・当事者と暮らすことがどういうことか」を知っているのは誰だろう「家族」だけです。「家族」が「一般の人」に伝えなくて誰が伝えますか。

「人生をかけて、精神科医という自分の立場を活かし、自分が出来る啓発活動に取り組む」と熱く叫んで下さいました。

私の周りには「当事者・家族」と「一般の人」の間にいる「支援者」が大勢います。この「支援者」が私の人脈であり、この人脈を活用出来るのは私自身です。さて、まだ結論が出た訳ではありません。



ふる里の緑いっぱいの大自然の中で、新聞、テレビ、読書、散歩、土いじり、旧友との話で過ごす6年間か、今のまま、その日暮らしの忙しい6年間か、まさに「葛藤」の毎日です。でも、いま改めて「家族」を考えると、方向は一つの様気がしてきます。

Aブロックフォーラムを終えて

みどり会 高木 光子

夏苺先生の講演はとても解かりやすく、身近で身内の話で、一つ一つ心に思い当たるものがありました。私の質問は娘の自死でした。先生は楽になりたいと云っていましたが、患者は覚悟のうえの死、「悟のようなものを感じた」と話しておられました。私は未だ娘の死が納得できず、あれやこれやと探し求めています。回復、当事者だけの言葉ではなく自分自身にあてはめて、「障害者の側によりそえ、一つでも悩みが消えれば」と願う思いになりました。

みどり区のフォーラムを催し、生活支援センター、青

夏苺先生のお人柄に触れて

昨年の講演会が満席で立錐の余地もなく、講演の最中視聴者全員が注目する中、先生までご自分の辛い体験を思い出しての涙には感動したものでした。

今年のAブロックフォーラムでは、先生の書かれた「心病む母が遺してくれたもの」を再三読み返して参加した為、昨年とは又違った新たな感動を覚えたものです。

その中で「芸術と狂気は紙一重」という先生の思いに心をひかれたのです。文中にも書かれている様に、先生のお母様は亡くなるわずか1年2ヶ月の間になんと5冊もの句集を俳句で有名な角川書店から刊行されているのです。

講演の中でも「欲しい方がおられたらどうぞ！」と言われたので、私は早速講演のお礼と感想と当日の写真と同封して、自分も俳句を勉強しているので、お母様の句集が是非欲しい旨お手紙を出しました。

するとどうでしょう・・・。

大変お忙しい先生なのに、一週間もしない内に「皆様も俳句をやっていたのですねえ、母が生きていたらさぞ喜んだ事だと思います。」

服薬についての誤解にご注意ください！

夏苺先生の講演後の質疑応答の中で、当事者から「デパスを処方されている。デパスには依存性があると聞いているが」との質問がありました。先生の答えは「デパスに代表される、とんぷくは確かに依存性があります。長期間服用しないほうが良い」というものでした。それを聞いて「精

葉区、都筑区、港北区の家族会の皆様のご支援本当にありがとうございました。盛況に終えましたことは、この上ない喜びです。

緑区は20人に満たない会員で、崩壊の危機にあります。フォーラムを終えて、皆様の一人一人のご支援を得て、新しい力が湧いてくるのを感じました。会員の増し方、電話をすること、家族間の相談をすること、支え合って家族の悩みを分かち合うことに気がつきました。

すずらん会鈴木 本陀理

第5句集のみ品切れになってしまいましたが、第1句集～第4句集を2セットお送りします。「皆様に読んでいただければ嬉しい限りです」との添書きと共に第一句集(柳絮飛ぶ)第二句集(鬼女の部屋)第三句集(赤い蟹)第四句集(なぞを追ふ)が送られて来たのです。

夏苺先生曰く「母は常人とは全く違った発想や物の見方があったんだと気づきました。私達常人の理解を超えた言葉に対する探究心があり、78歳にしてこのエネルギーはどこからきたのでしょうか。」

俳句を始めたばかりの私には到底理解出来ない句ばかりですが、この俳句集を大切に一句一句時間をかけて勉強していきたく、我が人生の楽しみが又一つ増えた思いで、幸せを感じます。

二セット戴いたので一セットは浜家連に寄贈させて戴きますので、御興味の有る方々で回し読みされては如何でしょうか。(事務局追記 鈴木様のご厚意を受けて1セット所蔵することになりました。)



神科の薬一般を、長期に服用しなくてよい」と誤解された人がいたようです。先生はデパスなど、とんぷくに限定してのお話でした。主治医の処方される薬は治療に必要です。ので誤解されないようにご注意ください。

(文責 米倉)

浜家連第2回研修会について 平成25年7月19日(金)実施

被災地での精神障害者の現状と被災者の心のケア 宮川 玲子

今回の講師は片柳光昭先生でした。先生は東日本大震災前は横浜市の総合保健医療センター(新横浜ラポール隣)で精神障害者のデイケア部門を担当しておられました。またSSTの先生でもあり家族SSTでお世話になった単会もあると思います。震災後は仙台に移られ「みやぎ心のケアセンター」で被災者の心のケアにあたっておられます。そこで1年3カ月たった今、被災地の現状はどうかお聞きしようとお招きしました。

お話を聞いて1番印象に残ったのが被災直後よりメンタル面では今の方が危機的状態だということでした。

震災直後はとりあえず助かって良かったと思えば避難所では食べるものや生活の窮屈さに耐え生きていくことに必死でしたが、新しい住宅に移ってここに居るべき人がいないという失ったものに気づき、生きる張り合いをなくしてもういいなど思ってしまう被災者もいたり、実際、去年に比べ、今年の方が自殺者が増えているということです。障害者だけでなく元気そうに見える人でも全員が先の見えない悩みを抱えているということでした。

また1年たって新しい生活に動きださないといけないのに、住むところの意見の違い、行政は安全で理想的な街を作りたいがそこに住んでいた人は元の生活に戻りたい、理想の町を作ってもそこに住む人は幸せなのか難しい問題のようです。

先生は「みやぎ心のケアセンター」で被災者の心のケアにあたっておられますが、その方法として多職種



によるアウトリーチ(訪問)を取り入れているということです。精神保健福祉士・臨床心理士・保健師・看護師と職種は違ってもみな同じ支援業務をしているということです。12人のチームですが支援者が全国から集まっているのでどう支援したらよいか意見が分かれ、先生はまとめるのが大変なようです。それでも現場に出向いて被災者の生活実態を把握し、その人の希望をよく聞いてその人にあった支援をすることはとても大事なことだと言っておられました。横浜でもひきこもりの人に是非アウトリーチをとりいれて欲しいものだと思います。

この日の講演会で被災地に知り合いがいるが どう励ましていいのかわからないという質問がありましたが、いつも心配しているよ、気にかけているよ、というメッセージを送ることは被災者にとっても励みになるということです。私達は現地での支援はできませんがいつも被災地に思いを寄せることは大事なことだと思います。

先生は慣れない土地と(地方は精神に対する偏見が強い)仕事で3キロも痩せたということで心配していますが先の見えない現状に支援者のメンタル面も危機にあり辞める人が多いということです。あまり頑張りすぎず息長くやって欲しいと思いますが。

私達も実際に被災地に足を運び何が出来るか考えるのも大事かと思えます。

とりあえず秋の紅葉を見に東北に出掛けるのも 1つの支援かなと思いますので皆さん旅行は是非東北へ行きましょう!

年金問題のその後(小山先生よりお知らせ)

20歳前障害初診日の第3者証明について

皆様が障害年金を受給するために、最もご苦労されるのは、診療録(カルテ)での証明がなかなか入手できないことではないでしょうか。そのために、受給を断念された方もいらっしゃるかと思います。

浜家連 顧問社会保険労務士 小山 志郎
医師法の規定により、診察録の保存期間が5年となっていますので、それを過ぎると廃棄されてしまうことがあるからです。

初診日の証明が入手出来ませんと障害年金は受給出

来ません。従って、医師の初診日の証明がとれない場合は、別な方法で初診日の証明をとることになります。その方法ですが、20歳前の障害の場合の初診日に限定されています。精神の病は、20歳前後に発症することが多いですので、20歳前に受診(精神科でなくても、頭痛、腹痛等の精神疾患の前駆症状で内科を受診した場合でも、認められることがあります)した事実があるが、医師からの証明がとれない場合は、受診した事実を承知している複数(2人以上)の第3者よりその事実を証明してもらい、それが確実視されれば、初診日の証明として検討されることに、昨年よりなりました。

第3者の範囲ですが、民生委員、事業主、施設長、隣人、友人、小・中・高・塾等の先生、職場の上司、同僚、医師、看護師等々です。(但し、3等身以内の親族は含みません)

初診日の証明でお困りの方は一度上記の方法で可能性を検討されては如何でしょうか。

障害年金受給のためには、あれがダメなら、これはいこうと絶対に諦めないで、とことんやってみることが最も大切なことです。

障害年金を受け取れずにお困りの方は、お一人で悩まず何なりとご相談下さい。アドバイスさせていただきます。まずは、お電話下さい。ご相談は無料です。

〒241-0011 横浜市旭区川島町 1580

小山社会保険労務士事務所

年金コンサルタント 小山 志郎

TEL 045-382-8131

携帯 090-2668-6366

FAX 045-382-8178

(参考)(事務局追記)

白梅会の会員さんでも上記のように初診日証明を第3者にしてもらって、年金を受け取ることができるようになりました。

お困りの方は是非小山先生にご相談ください。

イベントのお知らせ

§ 1 Bブロックフォーラム

日時 平成25年9月23日(月・祝日) 13:00~16:15

会場 保土ヶ谷区公会堂 定員590名(交通 相鉄線 星川駅下車 徒歩5分) 無料 先着順
テーマ 親亡きあと スローガン 心配しないで、私たちがいるよ

映画「海洋天堂」(98分)(日本語字幕、ライブ形式の音声ガイド付き)

講演「親亡きあとを考えると考える～フツウの暮らしを支える～」(手話通訳あり)

講師 櫻庭 孝子 氏(市精連前代表)

§ 2 第19回市民メンタルヘルス講座

日時 平成25年10月5日(土) 午後1時30分開演～午後3時30分(午後1時開場)

場所 横浜市健康福祉総合センター 4階 ホール 定員300名 要予約

演題 誰にもわかるこころの免疫学「免疫力をつける生活～こころの健康は食べ物から～」

講師 藤田 紘一郎先生(東京医科歯科大学名誉教授)

申込み先 〒222-0035 横浜市港北区鳥山町1752 横浜ラポール 3階 NPO法人浜家連

FAX又は郵送で申し込んでください。聴講券をお送ります。FAX番号 045-548-4836

まだ席に余裕がありますが、早めのお申し込みをお願いします。

アスペルガー症候群の男性—姉殺害で懲役14年—～判決確定～ (福祉新聞から引用)

約20年の引きこもりの末に、生活を支援していた実姉を刺殺したとして殺人罪に問われ、1審・大阪地裁の裁判員裁判で求刑を4年上回る懲役20年の判決を受けた男性について、最高裁判所第1小法廷(山浦義樹裁判長)は7月22日付で被告の上告を棄却する決定をした。「刑が重すぎて不当」とする上告は認められず懲役14年の2審判決が確定する。

1審判決では、「社会復帰後の社会的受け皿が用意されておらず、許される限り長く刑務所に収容することが社会秩序の維持に資する」としたが、2審では「受け皿がないとはいえない」として1審判決を破棄した。1審判決を巡っては、日弁連・日本障害フォーラム及び浜家連も含む各団体が抗議声明を出しました。(浜家連の抗議声明は、当会 HP でごらんください。)

(参考) 発達障害のある男性による実姉刺殺事件の 控訴審判決に関する日弁連会長談話 (2013年3月1日)

平成25年2月26日、大阪高等裁判所第3刑事部は、発達障害がある男性が実姉を刺殺した殺人被告事件において、検察官の求刑(懲役16年)を超える懲役20年の判決を言い渡した原判決を量刑不当として破棄し、改めて懲役14年の判決を言い渡した。

本判決は、原判決と異なり、被告人が本件犯行に至った経緯や動機の形成過程には、被告人のみを責めることができないアスペルガー症候群特有の障害が介在しており、この点で被告人に対する責任非難が低減されること、被告人が十分に反省する態度を示すことができないことについても同症候群が影響していることを認め、また、同症候群を有する者に対する社会内の受け皿として各都道府県に設置された地域生活定着支援センターなどの公的機関等による一定の対応がなされていることを

認めたが、これは発達障害であるアスペルガー症候群への正当な理解に立つものであり、かつ、同症候群を有する者に対する社会内の受け皿が一定程度整備されつつあることについても理解を示したものと評価しうる。

本判決は、裁判員裁判による原判決の量刑を不当としてこれを相当程度軽減したものであるが、精神障害や発達障害が刑事責任に及ぼす影響の評価については検察官、弁護士及び裁判官の法律専門家の果たすべき役割が大きい。当連合会は、原判決に対する昨年8月10日付けの[会長談話](#)で述べたとおり、裁判員裁判においても、鑑定手続等により量刑判断に必要な医学的・社会福祉的情報が提供され、評議で裁判長から適切に法令の説明や解釈が行われるよう求めるものである。

平成26年度浜家連最重点要望事項の内 アウトリーチについて 横浜版こころのアウトリーチイメージ図

●10名程度の人員、10万人の地域、車で30分以内の範囲で
多職種チームによる訪問支援

